

1. 議事(1)交通政策審議会 交通体系分科会 地域公共交通部会
～中間とりまとめ(令和2年1月29日公表)報告～

- 中間とりまとめ「本文(資料1)」「概要版(資料1-2)」をご一読願います。

2. 議事(2)持続可能な運送サービスの提供に資する取組を推進するための
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律
案について

- 「持続可能(中略)法律等の一部を改正する法律案」(資料2)をご一読願います。

(資料1)(資料1-2)(資料2)の内容等の質問につきましては、直接、中部運輸局自動車交通部旅客第二課様(052-952-8036)までお問い合わせ願います。

3. 議事(3)「名古屋のタクシー日本一戦略」の変更(案)について

(資料3)

- 前回協議会(令和元年11月27日開催)(資料4「改定素案」)に対する修正が必要と思われる指摘が1件(後述:障がい者差別解消法関係)ありましたが、改定素案の内容に関する意見等は一切ありませんでした。
- 従いまして、前回協議会(資料4「改定素案」)に対して、次の修正箇所について報告、また、変更(案)について協議願います。

【報告事項(修正報告)】P3右ページ(新)

- ②(イ)B)名古屋交通圏(中略)サポート計画「(別冊)を(別添)」に修正

【報告事項(修正追記報告)】P4左ページ(旧)

- 「N)専門家による障がい者対応等の知識習得拡大」の下段に
「障がい者差別解消法への対応(右側ページには記載あり)」記載漏れを修正追記

【協議事項(変更案・その1)】P4右ページ(新)

- O)の次に「P)障がい者差別解消法への対応」を追加して重点目標とする変更(案)
- 当該変更(案)及び重点目標とすることについては、車いす利用者、障がい者団体、名古屋市、名古屋市差別解消相談センター、中部運輸局、名古屋タクシー協会において、ユニバーサルデザインタクシー(JPNタクシー)乗降トラブルへの対応方法等の問題について協議中。(車椅子利用者の方による体験試乗会、意見交換会などを通じて車いす利用者に配慮しなくてはならない事項について対応協議中。)
- また、当該法律の趣旨からして全構成員の取組みとする(変更なし)。
- その他関係する箇所の記号修正
- なお、「E)外国人運転者の採用・増加」については、どのタクシー事業者で取り組める施策ではないと思われるため重点目標とはしない。

【協議事項（変更案・その2）】（資料3）P4の右ページ（新）

- 「(ウ) 地域・社会を盛り上げる日本一の名古屋のタクシー」の重点目標を(旧)と同様にA)～D)とする。
なお、B)については施策(事業内容)を変更することとし、「iii 全国タクシー(中略)リンク拡大」を重点目標の対象外とする。
(理由等)(旧)との整合性及びB)の充実並びに「iii 全国タクシー(中略)リンク拡大」の重点目標の必要性を考慮して(旧)の重点目標を見直してF)に移動(資料5協会HP広報で充足)。
- 「B) i)」に関する情報提供【参考】
令和2年度から名古屋市が創設予定の「名古屋観光検定(仮称)」の実施見込み(予算確保)が大きく進展したことを踏まえ、認定ドライバーを養成・育成することで、タクシー・タクシードライバーが名古屋の観光を盛り上げる観光情報発信体制を強化する。
令和2年度は、名古屋市の方針に基づいて観光施設・観光イベント・名古屋飯等に関する観光に関する基本知識の習得、検定合格(認定取得)に重点を置き、インバウンドに必要な外国語検定制度を見据えた認定ドライバー取得にグレードアップを計画。
検定(認定取得)は、タクシードライバーに限定されることなく、観光に携わる市民を広く対象にする構想とのことで、本協議会構成員の皆様方にも関係してくることから「タクシー・他関係者」とした。
- 「B) ii)」に関する情報提供【参考】議事(5)(資料5)参照
検定合格者(タクシードライバー)をタクシー協会HPで一括情報開示する仕組み及び新しいタクシーサービスについて利用者に情報提供する仕組みを構築予定(観光客、ホテル等の認定ドライバーの配車ニーズに応えること及び新しいタクシーサービス情報発信を進める協会HPの大幅改修を計画中)。
詳細は(資料5)で説明。

【報告事項(資料3-2「前回協議会・資料1-4」)】記載事項の更新に関する報告

- 前回協議会以後、自治体構成員の皆様方からの記載事項の更新報告を反映(更新差替報告)。

【協議事項(資料3-2「前回協議会・資料1-4」)】新規提案

- 自治体構成員の皆様方を対象にした協議事項(自治体構成員以外の構成員の方は参考までにご確認願います)。
- 網掛け箇所(地域公共交通計画(仮称))欄の新規追加の提案
(資料1-2)P5「地域公共交通計画(仮称)作成の努力義務化」参照
- 現時点における新計画「地域公共交通計画(仮称)」策定の予定の有無を記載して、名古屋交通圏各自治体の意向(予定)を確認するとともに、本協議会において一覧形式で情報開示する。
- 策定予定日及び策定後は策定日を記載して更新することとしたい。

- 次回予定する協議会までに意向調査実施予定（次回協議会で予定の有無等開示）、書面協議が整い次第、各自治体様に様式送付予定（メール・電子データ）。

【報告事項（資料3-3「前回協議会資料1-5」）】記載事項の更新に関する報告

- 前回協議会以後、自治体構成員の皆様方からの記載事項の更新報告を反映（更新差替報告）。

4. 議事（4）「地域交通サポート計画」の策定（案）について

【協議事項（資料4）】

- 自治体構成員の皆様方を対象にした協議事項（自治体構成員以外の構成員の方は参考までにご確認願います）。
（資料3）P3改定(案)②（イ）B）の「地域交通サポート計画」の「別添」
- 前回協議会（令和元年11月27日開催）（資料3-3 変更案（参考6））に対する意見等は一切ありませんでした。
- 従いまして、前回協議会（資料3-3（参考6））からの修正・変更箇所を中心に「地域交通サポート計画策定(案)」について協議願います（修正・変更箇所波線表記）。
- 前回協議会資料3-3（参考6）の資料目次「1.（2）（3）」の（2）と（3）を（2）に統合するとともに、（様式2）に【別紙3】を追加・提出を要請する提案。
- 前記【別紙3】は、各自治体の申告に基づいて、乗車定員10人以下の自家用自動車を使用する地域公共交通の確保に関する自治体の意向（予定）について情報共有を図り、タクシーの早期かつ円滑な対応方法等を検討するとともに提案等に活用することを目的に情報共有を図る仕組みとしたい。
- 各自治体は、記載事項の更新、変更等があった都度、協議会事務局に更新等依頼を行って情報共有を図る。
- 協議が整い次第、各自治体宛（様式2）【別紙3】の様式をメール送信して提出を要請。※（様式2）【別紙3】の提出要請
- 同時に、既に提出済の（様式1【別紙1】【別紙2】）の更新が必要な場合について再提出を要請。※（様式2）【別紙3】にあわせて各自治体別に既入力済の（様式1【別紙1】【別紙2】）をメール送信して更新等に対応します。
- （資料4）裏面「地域交通サポート計画」の推進及び見直しについて（案）
変更箇所は、「1.(2)①②③」記載の通り。①は表記方法変更が主、②は自家用自動車（定員10人以下）の計画・予定に対する様式2・別紙3に関する表記、③は（資料1）の中間とりまとめ以後、法改正等国土交通省の具体的施策に応じて見直しを図る必要性について表記。
- 資料目次「2. タクシー訪問計画」は、令和2年2月末現在の情報を集約したものの。今後、（様式1【別紙1】【別紙2】）（様式2【別紙3】）の情報更新及びタクシーの対応等にあわせて随時更新することとし、必要に応じて訪問計画に反映するとともに訪問計画を具体化及び実施するための基礎資料として共有します。

- 資料目次「3. 名古屋交通圏[自治体別地域公共交通会議等設置状況一覧]は、現時点においてタクシー協会が把握している設置状況・委員構成などについて集計したものの。(資料3-2)の「地域公共交通計画(仮称)」追加協議が整い次第、会議設置状況欄の修正を図る予定。
- 記載事項の更新・修正が必要な個所について随時連絡を要請します。
- 欄外(末尾)記載事項については、地域のタクシー事情を共有するとともに、タクシーの提案・意見が反映される協議組織のありかたについて問題提起するもの。各自治体の地域公共交通(自家用有償運送含む)の検討に必要と思われる協議組織とするため、地元タクシー事業者等及びタクシー協会の委員参加を要請するもの。
- 資料目次「4. その他(名古屋交通圏17市長村との連絡体制)は、タクシーとの連携を進めるための連絡体制及び自治体別タクシー車両数等を情報開示するもの。ただし、タクシーの連絡先等の個人情報は非公開とします(平成31年2月開催自治体WGにおいて、非公開部分の電話番号等記載した連絡体制共有済)。

5. その他(資料5)「名古屋のタクシー日本一戦略」と連携した「名古屋の新しいタクシーサービス」情報発信(案)について

【名古屋タクシー協会からの情報提供・連携の呼びかけ(連携は任意)】

- アプリ配車、キャッシュレス決済、事前確定運賃等の新しいタクシーサービスを広報する協会HPの大幅な改修を予定し、新しいタクシーサービス等に関する情報提供・情報発信を一元化する予定。
- 自治体の計画に新しいタクシーサービスに関する情報提供などの記載、各自治体及び構成員のHPとのリンクについて提案(いずれも任意)。
- 協会HPによる情報発信のイメージ(案)は、右側事業者名から関係する情報ページにアクセスする方法にて現在一部運用開始済。運用中の情報に左側の新しいタクシーサービスを記載するとともに「サービス」及び「事業者」の双方からアクセス可能にする協会HP改修イメージ(案)。
- 協議会設置要綱第2条(実施事項)「(2)タクシー活性化施策の提案」、「同(3)計画の実施に関する連絡調整」を具体化する提案。
- タクシーの利便性広報、新規需要開拓・発掘、活性化に期待するとともに、将来的には段階的にタクシーの「社会的貢献、安心・安全」に関する情報発信についても取り組んでいく予定。
- 協議会構成員の皆様方への情報提供と任意の連携を呼びかけさせていただきます。
- 協会HPの改修が完了した時点でURL等情報提供を予定したい。